

(公印省略)

別政推第4-0001号

平成26年4月1日

各部長  
議会事務局長  
教育長  
消防長  
選挙管理委員会事務局長  
監査事務局長  
農業委員会事務局長  
会計課長

殿

企 画 部 長

#### 平成26年度予算の執行方針について

本年度は、平成25年度3月補正予算と合わせて50億円を超える公共事業費を予算計上しました。これは過去最大規模であり、前年度比で約1.5倍の額となります。しかし、予算を確保しても執行が適切に行われなければ、期待される公共事業の即効性を発揮し、地域経済を活性化することができません。

全国的な人手不足や資材高騰による入札不調など、経済の動向に十分留意し、特に需要が落ち込む第一四半期の早期着工に全力で取り組んでください。

政府は、機動的な財政出動や大胆な金融緩和などの経済政策により、景気は回復基調にあるとしていますが、回復の実感はまだ市経済に波及しているとは言えず、さらに消費税の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減による景気の下振れが懸念されています。

こうしたなか、喫緊の課題である防災・減災対策、観光振興策、子育て・高齢者・障がい者支援などにも重点配分を行い、将来を見据えたまちづくりを強力に推進する積極型の予算を編成しました。

しかしながら、個人市民税が減少するなど市税は伸び悩み、地方財政対策では、2年続けて地方交付税の減額が示されるなど歳入の大幅な伸びは期待できないため、

平成26年度においても、財源不足が発生しています。

そのため、昨年度に続き財政調整基金などの主要基金を取り崩さなければ、予算を編成できない厳しい状況は変わりなく、国の政策や経済の動向によっては、財源不足がさらに拡大することも懸念されます。

また、今後も、社会保障・税一体改革に伴う新たな地方負担の増や、施設の老朽化に伴う更新・改修等の経費、増加の一途をたどる福祉・医療・介護の伸びなどにより、多額の財政需要の増大は避けられない見通しです。

こうした将来の財政支出に備え、安定した行政サービスを提供できる持続可能な財政運営のためには、これまでの行財政改革の取り組みを継続するとともに、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、支出の効率化に徹することはもとより、市税をはじめとした歳入確保に努め、基金の取り崩しを抑制していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、予算執行にあたっては、本市財政の現状と課題を貴所属職員に周知徹底するとともに、個々の事務事業の目的と成果を明確にし、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、施策の目的が確実に達成されるよう下記事項に留意のうえ適切に対応するよう命により通知します。

## 記

### 1 予算の早期及び効果的執行について

(1) 現下の地域経済を鑑み、臨時的かつ緊急的な措置として、公共事業費の大幅な積み増しや積極型予算を編成した趣旨を踏まえ、その効果が早期に現れるよう速やかな執行に努めること。

(2) 繰越明許費は、真にやむを得ない場合に限り計上する予算原則の例外であり、安易に繰越をすることのないよう計画的かつ早期に執行し、年度内の完成に努めること。

### 2 予算執行に係る事前協議の徹底

(1) 予算執行時に事業計画の変更が生じた場合、補助金等の特定財源の変更に伴い新たな予算措置が必要となった場合又はその恐れがある場合は、事前に政策

推進課と協議すること。起債対象事業の内容、事業費等が変更となる場合も同様とする。

- (2) 入札差金等により生じた予算の執行残額については、歳出予算の配当を減額するものとし、追加工事や他の事業等への流用は認めないこと。減額、留保等の予算執行残額に係る取扱いは政策推進課と協議すること。
- (3) 予算流用については、流用が必要となる事態が発生した時点で速やかに政策推進課と協議すること。予算を担保せずに実施した事後報告による予算流用は認めないので留意すること。
- (4) 国・県の補助事業について制度改正等により新たに一般財源化等の動きがある場合は、速やかに政策推進課と協議すること。

### 3 関連事業の連携と協働事業の推進

- (1) 実施事業の目的・効果を明確にし、所管を超えた関連事業の連携や統合等、経費の節減及び効果の増大に努めること。
- (2) 人口減少社会を迎え、地域の課題を解決していくためには市民やNPO法人等の活動を拡充することが特に重要であり、各分野における協働事業を積極的に検討し、その推進を図ること。

### 4 事務執行の適正化等

- (1) 予算の執行にあたっては「使いきり」といった概念を払拭するとともに、安易に前例踏襲することなく、常にコスト意識をもって、貴重な財源の有効活用に努めること。
- (2) 年度途中の新たな財政需要については、補正のための財源確保が厳しい状況にあることから、事業内容や職員の事務量を十分に精査・検討の上、真に必要なものに厳選すること。
- (3) 施策や事業の推進に当たっては、その趣旨や内容、効果などについて、市民及び関係団体等によく周知し、理解と協力を得るべく、説明責任を十分に果たすこと。

## 予算執行に係る個別留意事項

### 1 全般的事項

- (1) 「第3次別府市総合計画」及び「第3次別府市行政改革推進計画」の着実な前進を図ること。
- (2) 歳出予算は年間配当とする。
- (3) 補正の対象は、実施計画掲載事業で当初予算編成時において協議済のもの、国・県の制度改正等に伴うもの、災害復旧事業費など緊急性を有するもの等で、真にやむを得ないものに限ること。
- (4) 効率的で適正な予算執行を図るため、事前に関係各課等との十分な調整等を行い、執行にあたって支障のないよう対応すること。

### 2 歳入について

- (1) 各事業における特定財源の確保には万全を期すこと。また、新たな制度の検討・活用を行い、積極的に財源の確保及び増収を図ること。
- (2) 市税については、課税客体の的確な把握に努めること。また、納期内納付・滞納整理の促進を図り、徴収率向上に努めること。
- (3) 使用料については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、適正な料金改定を行うとともに施設の利用促進などにより増収を図ること。  
なお、使用料の減免については従来の慣習に捉われることなく適切な運用に努めること。
- (4) 国・県支出金については、積極的に国・県に要請し、所要額の確保を図ること。また、事業の進捗状況に応じた概算交付を受けるなど、適切かつ早期の収入確保に努めること。
- (5) 市債については、有利な地方債の活用を努めること。
- (6) 歳入全般について、予算計上額を確保することはもちろん、努めて増収を図ること。特に国・県支出金については収入を早期に確保する観点から積極的に概算交付制度を活用すること。

### 3 歳出について

- (1) 「平成26年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から、更に精査を加えた上で「年間執行計画」を策定するとともに、主要事業をはじめ予算計上した各事業の事業目的が十分に達成できるよう、適切な執行を図ること。
- (2) 事業の実施にあたっては、経済性、効率性の確保はもとより、あらゆる創意工夫により経費の節減に努めること。特に、施設の維持管理費や事務費などの物件費については、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、執行の段階で更に見直しを行うこと。
- (3) 普通建設事業費については、コストの更なる削減等を図るとともに、「年間執行計画」に基づく進捗管理を行い、他の工事との関連、実施時期等を検討した上で、年度末に施工が集中することのないよう、計画的に実施すること。  
なお、予算の効率的な執行と経済投資効果を図る観点から、早期発注が可能なものについては、前倒し執行に努めること。
- (4) 予算の執行を他の課等に委託している場合は、連絡調整を密にし、常に委託事業の進捗状況を的確に把握して、適切な執行が図れるよう協力・連携をすること。
- (5) 委託事業については、実施時期、費用対効果を再検証し、効率的に執行するよう努めること。また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の創意工夫を生かす中で、歳入確保と経費節減の方策等について適宜協議し、適切な管理運営が行われるよう対応すること。
- (6) 各種団体等への補助金については、安易な事前交付をしないこと。特に団体運営費補助金については、年度当初に一括交付せず、適宜分割交付すること。
- (7) 補助金等の交付にあたっては、「別府市補助金等交付規則」及び「別府市補助金等交付指針」の規定に基づき、申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、要綱が制定されているものについては、その整合性等について十分精査し、公正かつ適正に執行するとともに、最も効果的、効率的に実施されるよう対応すること。また、「事業実績報告書」については、決算終了後1ヶ月以内に遅滞なく提出されるよう指導するとともに、報告に係る会計経理、効果等について

の審査及び必要があると認めるときは実地検査等を実施すること。

- (8) 非常勤嘱託職員等の雇用にあたっては、その都度、事務事業の内容を具体的に検討し、必要最小限の雇用に努めること。
- (9) 時間外勤務手当については、ノー残業デーの徹底、代休制度の活用、事務改善等により削減に努め、各課等に配分された予算の範囲内で執行すること。
- (10) 予定価格は契約締結の基本であり、契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、「公共サービス基本法」の趣旨（適正な労働条件の確保、契約時の役割分担、リスク分担等の明確化等）を踏まえ、「別府市契約事務規則」の規定に基づいた適正な設定に努めること。
- (11) 食糧費については、「要求書作成の手引き」の編成基準に沿って適正な執行に努めること。
- (12) 広告料については、広告媒体の発行部数及び基準単価を確認し、その目的及び費用対効果を勘案した上で適正な執行に努めること。
- (13) 市の外郭団体の予算執行についても本通達の主旨に準じた取扱いを行なうよう指導すること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により普通会計に加え、公営事業会計、第三セクターの負債を含め、財政運営の健全性が判断されることから、第三セクター等については、常にその経営状況や運営体制等に留意し、必要に応じて指導、調整等を行うこと。

#### 4 特別会計について

- (1) 各特別会計については、的確な経営分析を行い、徹底した経費の削減や事業の合理化及び歳入の確保を図り、独立採算の原則のもと、一般会計からの繰入金の縮減に努めること。